g　［略］

［(2)～(7)　略］

(8)　新規発行株式

［a～c　略］

d　新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

［(a)・(b)　略］

(c)　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。(d)及び(e)において同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

［(d)～(f)　略］

［e～i　略］

［(9)～(11)　略］

(12)　新規発行新株予約権証券

［a～h　略］

i　新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(8)d(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

j　「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、(8)b及びdに準じて記載すること。

［k～p　略］

q　「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。ただし、法第２条第６項第３号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下qにおいて同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。

［(a)・(b)　略］

(c)　「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第２条第６項第３号に規定する新株予約権をいう。以下(c)において同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。

［(d)～(f)　略］

(13)　新規発行社債（短期社債を除く。）

［a～h　略］

i　「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

［j・k　略］

l　当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

g　［同左］

［(2)～(7)　同左］

(8)　新規発行株式

［a～c　同左］

d　［同左］

［(a)・(b)　同左］

(c)　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下dにおいて同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

［(d)～(f)　同左］

［e～i　同左］

［(9)～(11)　同左］

(12)　新規発行新株予約権証券

［a～h　同左］

i　新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(8)のdの(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

j　「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄には、新株予約権の目的となる株式の種類及び内容を、(8)のb及びdに準じて記載すること。

［k～p　同左］

q　［同左］

［(a)・(b)　同左］

(c)　「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第２条第６項第３号に規定する新株予約権をいう。以下qにおいて同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。

［(d)～(f)　同左］

(13)　新規発行社債（短期社債を除く。）

［a～h　同左］

i　「発行価格」、「利率」又は「申込取扱場所」の記載をしないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

［j・k　同左］

l　当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。